

東日本大震災義援金収支計算書 及び監査報告書

日本赤十字社

令和元年度

自 平成 31 年 4 月 1 日
至 令和 2 年 3 月 31 日

有限責任 あずさ監査法人
令和2年7月

独立監査人の監査報告書

令和2年7月3日

日本赤十字社
社長 大塚 義治 殿

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小林 礼治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

渡邊 崇

監査意見

当監査法人は、日本赤十字社が平成31年4月1日以降に受け付けた東日本大震災に関する義援金に係る、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の東日本大震災義援金収支計算書(重要な会計方針及びその他の注記を含む。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の東日本大震災義援金収支計算書が、全ての重要な点において注記1に記載された東日本大震災義援金収支計算書作成の基礎に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「東日本大震災義援金収支計算書の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日本赤十字社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

東日本大震災義援金収支計算書作成の基礎

注記1に記載されているとおり、東日本大震災義援金収支計算書は、東日本大震災義援金に係る収支の結果について義援金寄託者に報告・開示するために注記1に記載された東日本大震災義援金収支計算書の作成の基礎に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

注記1に記載されているとおり、東日本大震災義援金収支計算書は、日本赤十字社が平成31年4月1日以降に受け付けた東日本大震災に関する義援金に係る、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの収支の結果を報告・開示するために作成されている。

東日本大震災義援金収支計算書に対する理事者並びに監事の責任

理事者の責任は、注記1に記載された東日本大震災義援金収支計算書作成の基礎に準拠して東日本大震災義援金収支計算書を作成することであり、また、東日本大震災義援金収支計算書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない東日本大震災義援金収支計算書を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

東日本大震災義援金収支計算書を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき東日本大震災義援金収支計算書を作成することが適切であるかどうかを評価し、注記1に記載された東日本大震災義援金収支計算書の作成の基礎に準拠して継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

東日本大震災義援金収支計算書の監査における監査人の責任

監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、全体としての東日本大震災義援金収支計算書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から東日本大震災義援金収支計算書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、東日本大震災義援金収支計算書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 東日本大震災義援金収支計算書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として東日本大震災義援金収支計算書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において東日本大震災義援金収支計算書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する東日本大震災義援金収支計算書の注記事項が適切でない場合は、東日本大震災義援金収支計算書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 東日本大震災義援金収支計算書の表示及び注記事項が、注記1に記載された東日本大震災義援金収支計算書の作成の基礎に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日本赤十字社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

東日本大震災義援金収支計算書

(単位：円)

	自 令和元年 4月 1日	
	至 令和2年 3月31日	
1. 収入		
義援金収入		839,862,600
利息収入		194
収入合計		839,862,794
2. 支出		
義援金支出		925,443,300
北海道	0	
青森県	0	
岩手県	88,191,000	
宮城県	469,909,500	
山形県	0	
福島県	323,625,300	
茨城県	43,717,500	
栃木県	0	
群馬県	0	
埼玉県	0	
千葉県	0	
東京都	0	
神奈川県	0	
新潟県	0	
長野県	0	
支出合計		925,443,300
3. 収支差額		△85,580,312

1. 東日本大震災義援金収支計算書作成の基礎

東日本大震災義援金収支計算書は、日本赤十字社（以下、「当社」という。）が平成31年4月1日から令和2年3月31日（以下、「受付期間」という。）までに受け付けた東日本大震災義援金に係る収支の結果について、義援金寄託者に報告・開示するため、日本赤十字社東日本大震災義援金収支計算書作成要領に基づいて、重要な会計方針に記載されている会計方針に従って作成されている。

本収支計算書は、それ以外の目的に適合するものではなく、例えば、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を表示することを目的とした財務諸表に相当するものではない。

当社の実施する東日本大震災に関する義援金募集業務においては、不特定多数の義援金寄託者からの入金（当社本社への持参現金及び当社支部で受け付けた義援金の本社への送金額等を含む）を当社が指定した金融機関の口座（以下、「指定口座」という。）において受け付け、その受け付けた金額と利息収入を合わせた金額について、義援金配分割合決定委員会において決定された配分割合に基づき算定された金額を地方公共団体に送金する。

また、当社の口座については、原則として決済性預金を使用しているが、金融機関が決済性預金の制度を設けていない等の理由により、非決済性預金となっている一部の口座において預金利息が発生している。

当該入金及び支出に係る事務費用については、当社の一般会計の経費として処理しており、当該義援金を充当していない。

2. 重要な会計方針

(1) 義援金収入

義援金収入は、義援金寄託者から東日本大震災に係る義援金として、受付期間に指定口座に入金された収入金額（受付期間末日までに指定口座以外の口座に入金されて受付期間経過後に指定口座に振り替えた金額を含む）を計上している。

(2) 利息収入

利息収入は、指定口座に入金された預金利息（受付期間末日までに指定口座以外の口座に入金された預金利息のうち、受付期間経過後に指定口座に振り替えた金額を含む）を計上している。

(3) 義援金支出

義援金支出は、配分決定後の支出要請に基づき、受付期間に入金された義援金収入を原資として地方公共団体に送金された支出金額から地方公共団体からの返納額（受付期間末日までに返納が決定され、受付期間経過後に指定口座に入金された額を含む）を控除した金額を計上している。

(4) 収支差額

収支差額は、受付期間末日現在の義援金収支差額である。

3. 地方公共団体からの返納額

受付期間内に義援金支出から控除された義援金返納額はありません。